

税務課からのお知らせ

「ごみ袋引換券」のご利用はお済みですか？

平成20年度から施行された『小松島市税等口座振替新規加入優待制度』により、新規で市税等口座振替へ加入された方を対象に「ごみ袋引換券」を交付してきました。有効期限（平成21年3月31日まで）が迫っています。まだ、引換券をご利用になられていない方は、小松島市指定ごみ袋販売登録店にて、お早めに市指定ごみ袋と交換してください。

ごみ袋販売登録店の皆さまへ

平成20年度分、ごみ袋引換券と市指定ごみ袋の交換は平成21年3月31日までとなっています。引換券とごみ袋の交換時は、有効期限（引換券の表面中央部分に記載）をご確認ください。

また、ごみ袋と引き換えたごみ袋引換券は、①ごみ袋引換券請求書と一緒に市役所税務課に請求または、②小松島市消費者協会を通じて、ごみ袋の現品と交換してください。お早めに手続きをお願いいたします。

口座振替を変更される皆さまへ

納税義務者の名称や、口座名義人などの変更をされた場合は、必ず、お取引の金融機関で口座振替の変更または取消の申請を行ってください。

固定資産の贈与・相続等によって納税義務者に変更がある（共有者の変更も含む）場合、口座振替できないことがあります。再度、ご確認ください。

後期高齢者医療保険制度が始まりました！

平成20年度より、75歳（一定の障がいがある人は65歳）以上の方は、後期高齢者医療保険制度の被保険者になります。

これまで国民健康保険税を口座振替で納税され、引き続き後期高齢者医療保険料も口座振替をご希望される場合は、①預金通帳、②通帳の届出印を、持参のうえ、お取引されています各金融機関の窓口で「口座振替依頼書」の「新規」手続きをお願いします。

詳しくは、市税務課 納税普及係（市役所1階 ☎32・3928）まで。



お済みですか？確定申告

所得税の確定申告・納税は3月16日まで
消費税・地方消費税は3月31日まで

確定申告は、もうお済みですか。

所得税の確定申告と納税は3月16日（月）まで、個人事業者の消費税および地方消費税は3月31日（火）までです。

期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がございますので、ご注意ください。

徳島税務署の確定申告会場は、3月16日（月）まで「アステイとくしま（徳島市山城町東浜傍上）」となっています。

お問い合わせは、徳島税務署 ☎088・622・4131 まで。

「住宅借入金等特別控除」の申告はお済みですか？

3月16日（月）までです！

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、平成11年1月1日から平成18年12月末日までに入居した方に限り、所得税から控除しきれなかった額を、翌年度の住民税（所得割額）から控除できる制度が設けられています。

平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成21年3月16日までに、平成21年1月1日現在お住まいの市町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

お問い合わせは、市税務課市民税係（市役所1階 ☎32・3821）まで。

